

議第22号

三島市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 三島市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年三島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 三島市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三島市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三島市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和6年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士